平成２４年（フ）第４号
佐賀県唐津市中原2685番地37
債務者　橋口　裕人
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第１０号
佐賀県唐津市唐川1121番地62、住民票上の住所佐賀県唐津市鎮西町名護屋1243番地
債務者　木村　幸一
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第１１号
佐賀県唐津市神田504番地45
債務者　岩永　秋男
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第２７号
大分県別府市大字鶴見2934番地の５
債務者　新原　裕子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７１号
宮崎県都城市高城町桜木1823番地６
債務者　小園　和雪
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第６３号
宮崎県日向市亀崎東２丁目74番地２
債務者　原口　敏広
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第７３号
宮崎県日向市美々津町989番地１
債務者　守部　幸年
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１２７号
鹿児島県鹿児島市三和町61番13号
債務者　宮谷　君明
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１６７号
鹿児島県鹿児島市中山２丁目23番５号　藤崎ビル206号
債務者　永田まり子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１６８号
鹿児島県鹿児島市中山２丁目23番５号　藤崎ビル206号
債務者　永田　尚子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１１６号
盛岡市三本柳２地割38番地３
債務者　小綿　正夫
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第７３号
広島県福山市高西町南120番地　雲仙103号、旧住所島根県浜田市竹迫町1901番地20　206
債務者　千代延秀樹
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第７９号
広島県福山市手城町２丁目25番11号
債務者　牟田　　要
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第８１号
広島県福山市水呑町4024番地５
債務者　藤本　隆顕
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第８４号
広島県福山市昭和町９番24号　コーポ朝見102、旧住所広島県福山市南手城町１丁目11番20―501号
債務者　三宅　眞弓
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第８５号
広島県福山市本庄町中３丁目31番５号、旧住所広島県福山市西町３丁目15番20号
債務者　山岡　義孝
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第３０号
高知県幡多郡黒潮町下田の口272番地１
債務者　中島　秀実
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第７７３号
神戸市東灘区本山南町７丁目３番１―703号
債務者　栂井政道こと　栂井　正通
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部